学校法人小山学園　専門学校東京工科自動車大学校・専門学校東京工科自動車大学校世田谷校・専門学校東京工科自動車大学校品川校教育課程編成委員会　規則

（呼称：東京工科グループ教育課程編成員会とする）

（目　　的）

【第１条】この規則は、学校法人小山学園　専門学校東京工科自動車大学校・専門学校東京工科自動車大学校世田谷校・東京工科専門学校品川校の３校（以下、東京工科グループ）が、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程（カリキュラム）の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善工夫等を含む。以下同じ。）に活かすことを目的に設置する教育課程編成委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

（所管事項）

【第２条】委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

（１）　業界における人材の専門性の動向

（２）　国又は地域の産業振興の方向性

（３）　実務に必要な最新の知識・技術・技能

（４）　その他、教育課程の編成に関連する事項

（委　　員）

【第３条】委員会の委員は校長及び校長が指名する教職員（教務部長、カリキュラムリーダー、科長、事務長他）の他、専攻分野に関する企業等の役職員から広く選任するものとし、少なくとも以下の①または②から１名、③から１名を委員に加えることとする。

① 業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（「1 号委員」と呼ぶ。）

② 専攻分野に関する学会や学術機関等の有識者（「2 号委員」と呼ぶ。）

③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員（「3 号委員」と呼ぶ。）

２　委員の任期は原則２年とする。但し再任を妨げない。

３　補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長等）

【第４条】委員会の委員長は専門学校東京工科自動車大学校（中野校）校長とし、副委員長を専門学校東京工科自動車大学校世田谷校校長及び東京工科自動車大学校品川校校長とし、委員会の会務を総理する。

２　委員長に事故のあるときは、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会　　議）

【第５条】委員会の会議は委員長が招集する。

２　委員会の会議は、委員総数の過半の出席をもって成立する。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって行う。

４　書記は委員長が任命する。

附　　則　この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 4 月 1 日　一部改訂

平成 28 年 4 月 1 日　一部改正（品川校　校名変更）